

1.3 就学支援金の手続きの流れ (継続申請:保護者情報に変更がある場合)

対象となる世帯

現在、就学支援金の支給がされており、保護者等の情報に変更がある世帯(詳しくは「[よくある質問 Q11](#)」をご覧ください)

また、生活保護を受給している世帯

事前に準備するもの

- スマートフォンやパソコン ※利用時にポケット通信料等がかかる場合があります。※マイナポータルから情報を取得する場合はアプリのダウンロードやICカードリーダーが必要です。
- 学校から配布されたID・パスワード ※紛失した場合は学校窓口で再発行手続きを行ってください。電話等でお答えすることはできません。
- 保護者等全員のマイナンバーカード又は個人番号のわかるもの



[継続意向確認\(2-2\)についてのマニュアルはこちらから\(pdfで開きます\)](#)

[保護者等情報に変更がある場合\(2-2\)についてのマニュアルはこちらから\(pdfで開きます\)](#)

1.e-Shien にログインする (<https://www.e-shien.mext.go.jp/>)

まずは「[高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien](#)」からログインページにアクセスします。ログインページで、学校から配布されたID・パスワードを入力し、ログインします。

2.継続意向を登録する

ログイン後のポータル画面から、継続意向登録ボタンをクリックします。

確認事項の内容を確認の上、2つチェックを入れます。継続意向確認で、どちらかを選択します。

支援金の受給を継続して希望する場合は上の「現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています」にチェックを入れます。

保護者等情報の変更で「あります」を選択してください。

入力内容確認をし、内容登録をしてください。

※就学支援金の支給を希望する方が誤って「受給権を放棄します」を選択・届出した場合は、学校までご連絡をお願いします。

③.保護者等情報変更届出を行う

継続意向確認から続けて申請画面にうつるか、ポータル画面から保護者等情報変更届出ボタンをクリックします。保護者等情報変更届出は1から5までステップがあります。

➤ 1. 生徒情報入力

前回申請時の情報が表示されます。正しいことを確認して、次に進みます。

➤ 2. 保護者等情報入力

①保護者等の人数に変更があれば「あります」、なければ「ありません」にチェックを入れます。

②保護者等の人数に変更がある場合、削除または追加して情報入力をしてください。

③前回申請時の保護者等情報に変更がある場合、情報を変更します。収入状況提出方法は、マイナポータルから情報を取得する場合は「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」に、個人番号を入力する場合は「個人番号を入力する」にチェックを入れてください。

※マイナポータルから情報を取得する手順がわからない場合やエラーが出る場合、「個人番号を入力する」を選択してください。「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」は選択しないでください。

※「個人番号を入力する」を選択した場合、「今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある」にチェックを入れた後、個人番号を続けて入力します。

生活保護(生活扶助)を受給している場合は、「受給あり」にチェックをいれ、福祉事務所設置自治体を選択してください。受給がない場合は、「受給なし」にチェックを入れてください。

課税地情報を入力します。課税地は7月の場合、その年の1月1日の住民票の届出住所になります。

➤ 3. 収入状況取得

個人番号カード事前チェックボタンをクリックし、画面の指示に従って情報の取得をしてください。

➤ 4. 入力内容確認

1～4までの入力内容を確認し、確認事項を確認の上、チェックを入れます。

➤ 5. 申請完了

「提出」ボタンを押すと、申請完了です。

(審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます)

e-Shien での申請手続きは以上です。

学校側で入力された情報を確認し、道へ提出します。

もし何か不備等がある場合は、学校から連絡します。